

使用料改定案

1. 使用料体系の見直し

○公共下水道

①基本水量制の廃止

国の通知に基づき、基本水量内の使用者間の公平を図るために基本水量制は廃止し、使用量に応じた負担を適切に求めることができる使用料体系に移行する。

②種別（公衆浴場汚水）の廃止

汚水処理に要する費用について、使用者全体に公平・公正に負担を求める観点から、公衆浴場汚水は廃止し、一般汚水のみを使用料体系に移行する。

③従量料金における段階区分の見直し（2区分→5区分程度）

従量料金における段階区分をより細かく設定することで、使用水量に応じた適正な負担を各使用者群に賦課することができる使用料体系への移行を図る。

○農業集落排水

①人頭割による単価設定 → 認定水量による算定方式へ

現行の農業集落排水と公共下水道の使用料を照らし合わせることで、構成人数における『認定水量』を算出する。算出した『認定水量』から、公共下水道の料金表により使用料を算定する。（公共下水道と農業集落排水で同一の料金表を設定する。）

②接続形態による使用料体系の一本化

接続形態によって、①し尿のみ、②生活雑排水のみ、③し尿＋生活雑排水の3つに使用料体系が分類されているが、利用者のほぼ全てが③し尿＋生活雑排水の接続形態となっており、認定水量による算定方式への移行に合わせ、一本化を図る。

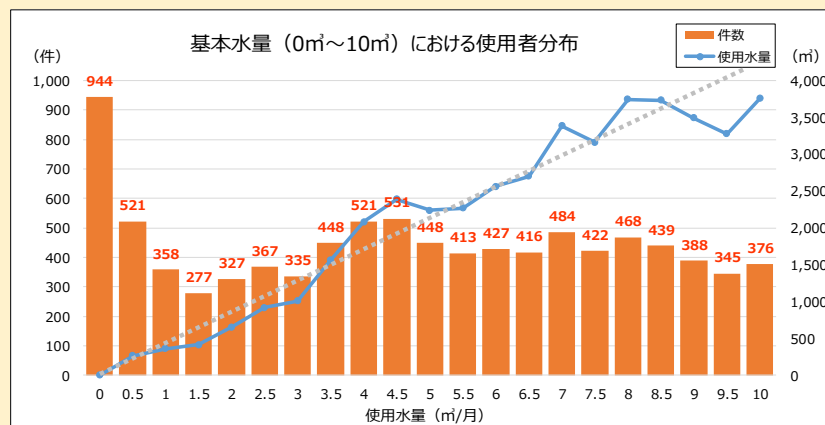
2. 基本料金の設定（公共下水道）

○現行の料金表の基本水量部分（0～10m³）における使用者分布では、1月当たり0m³の使用者が約1割を占めており、他はほぼ均等に分布している。2段階での使用料体系の統一を見据え、現行の基本料金単価を据え置く形で、基本料金と従量料金の第1段（0～10m³）を設定する。

○現行（1月当たり、消費税抜き）

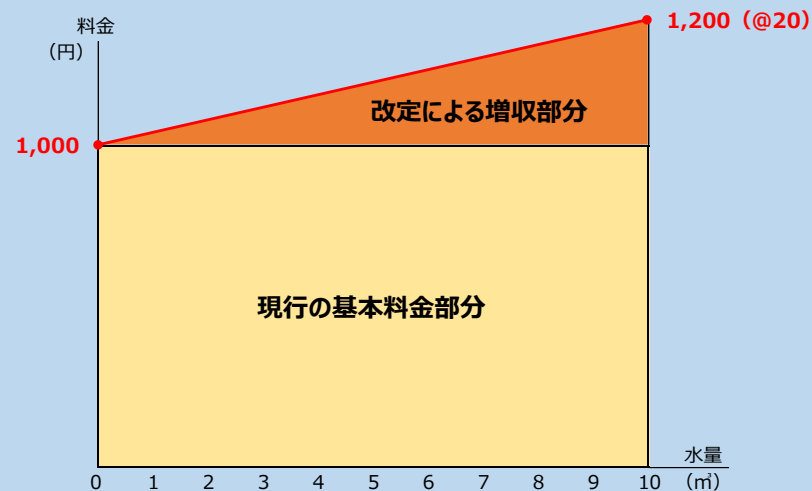
種別	基本料金	従量料金（1m ³ につき）		
		第1段 0m ³ を超え 10m ³ まで	第2段 10m ³ を超え 50m ³ まで	第3段 50m ³ を超え る部分
一般汚水	1,000円	0円	150円	160円
公衆浴場汚水	0円	基本水量部分	30円	

○1月当たり使用水量が10m³以下の使用者分布（R4）



○改定案（1月当たり、消費税抜き）※現行の基本料金+基本水量部分

種別	基本料金	従量料金 （1m ³ につき）	（使用水量） 5m ³	（使用水量） 10m ³
		第1段 0m ³ を超え 10m ³ まで		
一般汚水	1,000円	20円	1,100円 (改定率 10.0%)	1,200円 (改定率 20.0%)

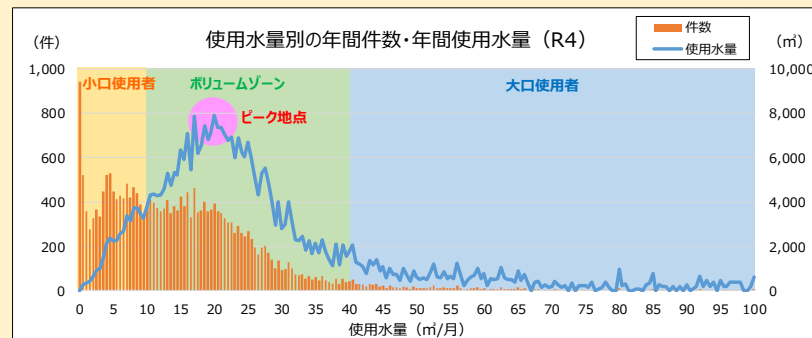
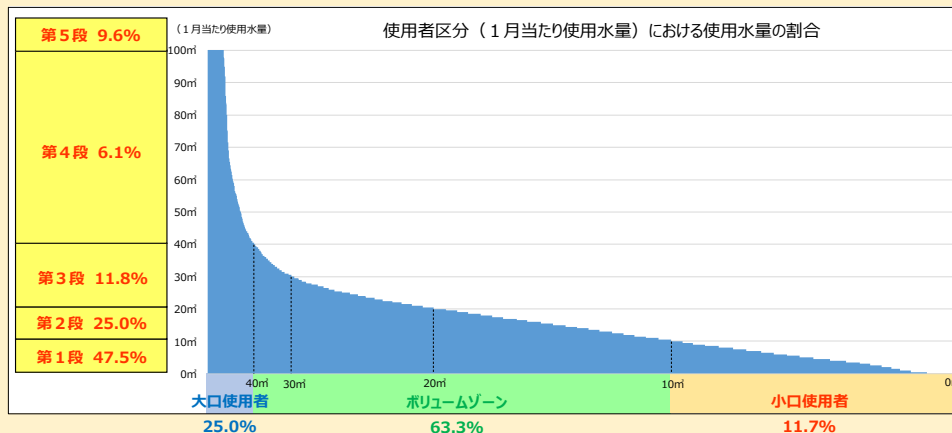


下水道事業は、固定的費用（使用水量の多寡に係わりなく発生する経費）が大部分を占める事業であるため、国の通知では、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくために、使用料収入に占める基本料金の割合を漸進的に高めていくことが必要であるとされているところ。

3. 従量料金の設定（公共下水道）

○基本料金案をベースに従量料金の設定を行う。使用者分布から、小口使用者（0～10m³）、ボリュームゾーン（10～40m³）、大口使用者（40m³～）の3つに区分けを行うとともに、従量料金の段階区分については、有収水量の分析結果から、現行の2段階を4段階に細分化を行う。また、改定率シミュレーションによる平均改定率13.7%になるようにそれぞれの単価を設定する。

○1月当たり使用水量の使用者分布（R4）



今後、使用水量が減少していくことを考えると、ボリュームゾーンにおける従量料金単価が出来るだけ高いほうが、使用水量の減少に伴う収益減の影響を受けにくくなる。



○改定案（1月当たり、消費税抜き）

案	基本料金	従量料金（1m ³ につき）								従量料金区分（0m ³ ～10m ³ を除く）		平均改定率
		① 0m ³ を超え 10m ³ まで	② 10m ³ を超え 20m ³ まで	③ 20m ³ を超え 30m ³ まで	④ 30m ³ を超え 40m ³ まで	⑤ 40m ³ を超え 50m ³ まで	⑥ 50m ³ を超え 100m ³ まで	⑦ 100m ³ を超え 200m ³ まで	⑧ 200m ³ を超える部分	累進度	区分数	
現行	1,000円	0円	150円				160円		1.07	2区分	-	
案	基本料金	第1段 0m ³ を超え 10m ³ まで	第2段 10m ³ を超え 20m ³ まで	第3段 20m ³ を超え 40m ³ まで	第4段 40m ³ を超え 100m ³ まで	第5段 100m ³ を超える部分	従量料金区分（0m ³ ～10m ³ を除く）		平均改定率			
①	1,000円	20円	156円	170円	187円	200円	1.28	4区分				
②	1,000円	20円	161円	170円	182円	190円	1.18					
③	1,000円	20円	166円	170円	177円	180円	1.08					

4-1. 改定案の比較①（公共下水道）

○使用料算定期間における改定前と改定後の使用料収入から算出する平均改定率は、3案とも13.7%となっている。また、すべての案で、使用料収入は算定期間における使用料対象経費303,828千円を上回っており、国が示す最低限の水準である使用料単価150円/m³をある程度の余裕をもって達成することができている。

○改定案（1月当たり、消費税抜き）

案	基本料金	従量料金（1m ³ につき）								従量料金区分 （0m ³ ～10m ³ を除く）		平均改定率
		① 0m ³ を超え 10m ³ まで	② 10m ³ を超え 20m ³ まで	③ 20m ³ を超え 30m ³ まで	④ 30m ³ を超え 40m ³ まで	⑤ 40m ³ を超え 50m ³ まで	⑥ 50m ³ を超え 100m ³ まで	⑦ 100m ³ を超え 200m ³ まで	⑧ 200m ³ を超え る部分	累進度	区分数	
現行	1,000円	0円	150円				160円		1.07	2区分	-	

案	基本料金	第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	従量料金区分 （0m ³ ～10m ³ を除く）		平均改定率
		0m ³ を超え 10m ³ まで	10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 40m ³ まで	40m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超える部分	累進度	区分数	
①	1,000円	20円	156円	170円	187円	200円	1.28	4区分	13.7%
②	1,000円	20円	161円	170円	182円	190円	1.18		
③	1,000円	20円	166円	170円	177円	180円	1.08		

○使用料算定期間における使用料収入の試算（消費税抜き）

区分	現行	案①	案②	案③
使用料対象経費	303,828,000円	303,828,000円	303,828,000円	303,828,000円
使用料収入	281,307,230円	319,815,626円 (改定率) 13.7%	319,796,286円 (改定率) 13.7%	319,776,946円 (改定率) 13.7%
有収水量	2,025,522m ³	2,025,522m ³	2,025,522m ³	2,025,522m ³
使用料単価	138.9円/m ³	157.9円/m ³	157.9円/m ³	157.9円/m ³
経費回収率	92.6%	105.3%	105.3%	105.2%

小口使用者の負担の大きさ

案① = 案② = 案③

ボリュームゾーンの負担の大きさ

案③ > 案② > 案①

大口使用者の負担の大きさ

案① > 案② > 案③

累進度（使用水量の多寡における負担の差）

案① > 案② > 案③

使用水量減少による影響の大きさ

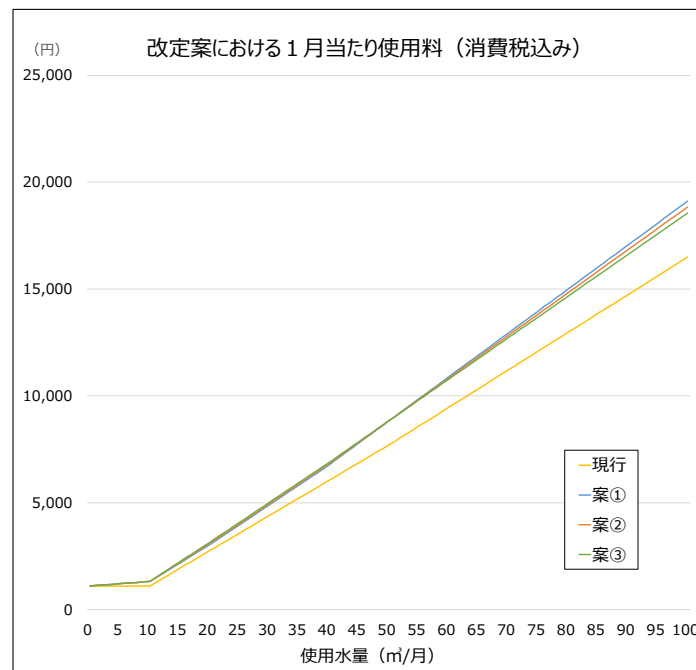
案① > 案② > 案③

4-2. 改定案の比較②（公共下水道）

○ 1月当たりの使用水量における料金について、現行料金との比較を行っている。使用水量が少ないうちは3案ともに大きな差はないが、使用水量が大きくなると改定率に大きな差が生じている。

○ 1月当たり使用料（消費税込み、10円未満切り捨て）

区分	現行	案①	(改定差額)	(改定率)	案②	(改定差額)	(改定率)	案③	(改定差額)	(改定率)
0m ³	1,100円	1,100円	(0円)	(0.0%)	1,100円	(0円)	(0.0%)	1,100円	(0円)	(0.0%)
5m ³	1,100円	1,210円	(110円)	(10.0%)	1,210円	(110円)	(10.0%)	1,210円	(110円)	(10.0%)
10m ³	1,100円	1,320円	(220円)	(20.0%)	1,320円	(220円)	(20.0%)	1,320円	(220円)	(20.0%)
20m ³	2,750円	3,030円	(280円)	(10.2%)	3,090円	(340円)	(12.4%)	3,140円	(390円)	(14.2%)
30m ³	4,400円	4,900円	(500円)	(11.4%)	4,960円	(560円)	(12.7%)	5,010円	(610円)	(13.9%)
40m ³	6,050円	6,770円	(720円)	(11.9%)	6,830円	(780円)	(12.9%)	6,880円	(830円)	(13.7%)
50m ³	7,700円	8,830円	(1,130円)	(14.7%)	8,830円	(1,130円)	(14.7%)	8,830円	(1,130円)	(14.7%)
100m ³	16,500円	19,110円	(2,610円)	(15.8%)	18,840円	(2,340円)	(14.2%)	18,560円	(2,060円)	(12.5%)
200m ³	34,100円	41,110円	(7,010円)	(20.6%)	39,740円	(5,640円)	(16.5%)	38,360円	(4,260円)	(12.5%)
500m ³	86,900円	107,110円	(20,210円)	(23.3%)	102,440円	(15,540円)	(17.9%)	97,760円	(10,860円)	(12.5%)
1,000m ³	174,900円	217,110円	(42,210円)	(24.1%)	206,940円	(32,040円)	(18.3%)	196,760円	(21,860円)	(12.5%)
2,000m ³	350,900円	437,110円	(86,210円)	(24.6%)	415,940円	(65,040円)	(18.5%)	394,760円	(43,860円)	(12.5%)

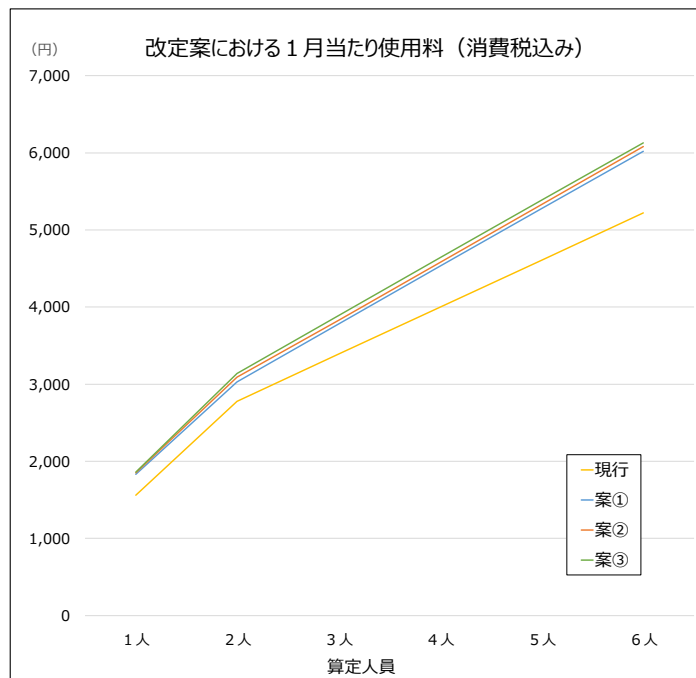


4-3. 改定案の比較③（農業集落排水）

○農業集落排水については、人頭割による単価設定から、認定水量により公共下水道の料金表を用いて使用料算定を行う方式への移行を図る。3案における従量料金の単価設定が異なるため、農業集落排水の改定率にも差が生じる結果となっている。使用料単価については、3案とも国が示す最低限の水準である使用料単価150円/m³を達成している。（※農業集落排水については、現時点で国からの補助金の交付要件としての使用料単価の定めはない。）

○1月当たり使用料（消費税込み、10円未満切り捨て）

算定人員	認定水量	現行	案① (改定差額) (改定率)	案② (改定差額) (改定率)	案③ (改定差額) (改定率)
1人	13m ³	1,560円	1,830円 (270円) (17.3%)	1,850円 (290円) (18.6%)	1,860円 (300円) (19.2%)
2人	20m ³	2,780円	3,030円 (250円) (9.0%)	3,090円 (310円) (11.2%)	3,140円 (360円) (12.9%)
3人	24m ³	3,390円	3,780円 (390円) (11.5%)	3,830円 (440円) (13.0%)	3,890円 (500円) (14.7%)
4人	28m ³	4,000円	4,530円 (530円) (13.3%)	4,580円 (580円) (14.5%)	4,640円 (640円) (16.0%)
5人	32m ³	4,610円	5,280円 (670円) (14.5%)	5,330円 (720円) (15.6%)	5,390円 (780円) (16.9%)
6人	36m ³	5,220円	6,020円 (800円) (15.3%)	6,080円 (860円) (16.5%)	6,130円 (910円) (17.4%)
			全体平均 (12.9%)	全体平均 (14.5%)	全体平均 (15.8%)



○使用料収入の試算（消費税込み）

区分	現行 (R4)	案①	案②	案③
使用料対象経費	54,332千円	-	-	-
使用料収入	13,931千円	13,781千円 (改定率) 12.9%	13,977千円 (改定率) 14.5%	14,141千円 (改定率) 15.8%
有収水量	105,449m ³	91,332m ³	91,332m ³	91,332m ³
使用料単価	132.1円/m ³	150.9円/m ³	153.0円/m ³	154.8円/m ³
経費回収率	25.6%	-	-	-

5. 有収水量シミュレーション（公共下水道）

○有収水量の段階区分の割合が大きく変動した場合（大口の割合が減って小口の割合が増える）の、3案における使用料単価のシミュレーションを行っている。段階区分の割合の変動幅が大きくなるにつれて、3案の使用料単価に差が生じているが、案③が最も使用料単価の減少幅が小さくなっている。国が示す最低限の水準である使用料単価150円/m³はすべてのケースで達成している。

○使用水量割合の変動による使用料単価シミュレーション

水量段階区分	基本（平均）	R5ベース	A	B	C	D	E	
区分①(0-10)	47.5%	49.4%	48.1%	48.9%	49.7%	50.4%	52.2%	
区分②(10-20)	25.0%	24.6%	25.3%	25.7%	26.2%	26.5%	27.5%	
区分③(20-30)	8.4%	8.1%	8.5%	8.7%	8.8%	8.9%	9.2%	
区分④(30-40)	3.3%	3.1%	3.3%	3.2%	3.2%	3.2%	2.9%	
区分⑤(40-50)	1.8%	1.7%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.4%	
区分⑥(50-100)	4.3%	4.1%	4.1%	4.0%	3.8%	3.7%	2.8%	
区分⑦(100-200)	3.6%	3.8%	3.4%	3.0%	2.8%	2.5%	2.0%	
区分⑧(200-)	6.1%	5.2%	5.6%	4.7%	3.8%	3.2%	2.0%	
計	100.0%	100.0%	100.1%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	
第1段(0-10)	47.5%	49.4%	48.1%	48.9%	49.7%	50.4%	52.2%	
第2段(10-20)	25.0%	24.6%	25.3%	25.7%	26.2%	26.5%	27.5%	
第3段(20-40)	11.7%	11.2%	11.8%	11.9%	12.0%	12.1%	12.1%	
第4段(40-100)	6.1%	5.9%	5.9%	5.7%	5.5%	5.3%	4.2%	
第5段(100-)	9.7%	8.9%	8.9%	7.8%	6.6%	5.7%	4.0%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
使用料単価	案①	157.9円/m ³	154.5円/m ³	157.1円/m ³	156.4円/m ³	155.8円/m ³	155.2円/m ³	153.9円/m ³
	案②	157.9円/m ³	154.6円/m ³	157.2円/m ³	156.7円/m ³	156.2円/m ³	155.7円/m ³	154.7円/m ³
	案③	157.9円/m ³	154.6円/m ³	157.3円/m ³	156.9円/m ³	156.5円/m ³	156.2円/m ³	155.5円/m ³

6. 使用料体系（県内比較）

○県内の使用料体系をみると、すべての団体が基本水量制を採用している。また、従量料金の区分数については5区分程度に設定している団体が多く、従量料金の最高単価を最低単価で割った値である累進率については、県内平均では約1.33となっている。また、約7割の団体が一般汚水と公衆浴場汚水の2種別を設定している。消費税の端数処理については、各団体で処理方法は異なるが、使用料を10円単位としている団体が約8割となっている。

○県内の使用料体系一覧

No	区分	団体名	基本料金（1月につき）		従量料金（税込）				1か月20m ³ 当たり使用料（税込）	種別 （公衆浴場汚水）	消費税端数処理
			水量	料金(税込)	区分数	最低単価	最高単価	累進率			
1	公共	大分市	10m ³ まで	1,108円	6	168.3円	297円	1.76	2,791円	19.8円	1円未満切り捨て
2	公共	別府市	10m ³ まで	938円	4	122円	182円	1.49	2,150円	14円	10円未満切り捨て
3	公共/特環	中津市	8m ³ まで	1,265円	6	165円	225.5円	1.37	3,300円	38.5円	1円未満切り捨て
4	公共/特環	日田市	10m ³ まで	1,520円	6	161円	238円	1.48	3,130円	41円	10円未満切り捨て
5	公共/特環	佐伯市	5m ³ まで	680円	8	143円	192.5円	1.35	2,910円	33円	10円未満四捨五入
6	公共/特環	臼杵市（公共）	10m ³ まで	1,380円	5	154円	220円	1.43	2,920円	33円	10円未満四捨五入
		臼杵市（特環）	7m ³ まで	1,210円	4	165円	198円	1.20	3,410円	設定なし	
7	公共	津久見市	10m ³ まで	1,320円	5	154円	209円	1.36	2,860円	33円	10円未満四捨五入
8	特環	豊後高田市	8m ³ まで	1,100円	5	148.5円	192.5円	1.30	2,940円	33円	10円未満四捨五入
9	公共/特環	宇佐市（公共）	8m ³ まで	1,100円	5	148円	192円	1.30	2,930円	33円	10円未満切り捨て
		宇佐市（特環）	10m ³ まで	880円	1	165円	165円	1.00	2,530円	33円	
10	特環	豊後大野市	8m ³ まで	1,380円	5	186円	229円	1.23	3,680円	設定なし	10円未満四捨五入
11	公共/特環	国東市	8m ³ まで	1,210円	5	156円	202円	1.29	3,080円	35円	10円未満切り捨て
12	公共	日出町	8m ³ まで	1,048円	5	137円	198円	1.45	2,862円	設定なし	なし
13	公共/特環	杵築市（公共）	10m ³ まで	1,100円	2	165円	176円	1.07	2,750円	33円	10円未満切り捨て
		杵築市（特環）	5m ³ まで	770円	2	176円	209円	1.19	3,570円	設定なし	

7-1. 改定案の県内比較①

○改定案①～③を、県内の各自治体の使用料と比較し、使用料の高い順に順位付けを行っている。3案における使用水量ごとの順位は、使用水量の多寡によって大きく異なる結果となっている。

○1月当たり使用料（消費税込み）

No	区分	団体名	使用水量ごとの料金（1か月、税込み）											
			0㎡	10㎡	20㎡	30㎡	40㎡	50㎡	100㎡	200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	
1	公共	大分市	10 1,108	13 1,108	13 2,791	13 4,474	8 6,421	8 8,368	6 19,313	2 43,623	1 116,553	1 251,853	1 548,853	
2	公共	別府市	13 930	15 930	16 2,150	16 3,370	16 4,720	16 6,070	16 14,320	16 30,820	16 80,320	15 171,320	14 353,320	
3	公共/特環	中津市	7 1,265	4 1,595	4 3,300	4 5,142	3 7,122	3 9,212	3 19,937	4 42,487	4 110,137	4 222,887	4 448,387	
4	公共/特環	日田市	1 1,520	5 1,520	5 3,130	5 4,830	6 6,610	6 8,610	5 19,360	3 43,160	2 114,560	2 233,560	2 471,560	
5	公共/特環	佐伯市	16 680	7 1,400	10 2,910	12 4,500	13 6,150	13 7,860	12 16,930	13 36,180	13 93,930	13 190,180	12 382,680	
6	公共/特環	臼杵市（公共）	4 1,380	10 1,380	9 2,920	7 4,680	5 6,660	5 8,750	4 19,750	5 41,750	5 107,750	5 217,750	5 437,750	
		臼杵市（特環）	8 1,210	2 1,710	3 3,410	3 5,170	4 7,040	4 8,965	7 18,870	8 38,670	8 98,070	9 197,070	9 395,070	
7	公共	津久見市	6 1,320	12 1,320	12 2,860	11 4,510	9 6,380	9 8,360	8 18,810	7 39,710	7 102,410	7 206,910	7 415,910	
8	特環	豊後高田市	2 1,400	7 1,400	7 2,940	9 4,590	10 6,350	10 8,220	10 17,840	10 37,090	11 94,840	11 191,090	11 383,590	
9	公共/特環	宇佐市（公共）	3 1,390	9 1,390	8 2,930	10 4,570	11 6,330	11 8,190	11 17,790	12 36,990	12 94,590	12 190,590	13 382,590	
		宇佐市（特環）	14 880	16 880	15 2,530	15 4,180	15 5,830	15 7,480	15 15,730	15 32,230	15 81,730	16 164,230	16 329,230	
10	特環	豊後大野市	4 1,380	1 1,750	1 3,680	1 5,720	1 7,860	1 10,090	1 21,540	1 44,440	3 113,140	3 227,640	3 456,640	
11	公共/特環	国東市	8 1,210	5 1,520	6 3,080	8 4,640	12 6,260	12 7,880	13 16,840	11 37,040	9 97,640	8 198,640	8 400,640	
12	公共	日出町	12 1,048	11 1,322	11 2,862	6 4,732	7 6,602	7 8,472	9 18,072	9 37,872	10 97,272	10 196,272	10 394,272	
13	公共/特環	杵築市（公共）	11 1,100	14 1,100	14 2,750	14 4,400	14 6,050	14 7,700	14 16,500	14 34,100	14 86,900	14 174,900	15 350,900	
		杵築市（特環）	15 770	3 1,650	2 3,570	2 5,660	2 7,750	2 9,840	2 20,290	6 41,190	6 103,890	6 208,390	6 417,390	
案①	公共/特環	杵築市（公共）	11 1,100	12 1,320	7 3,030	5 4,900	5 6,770	5 8,830	7 19,110	7 41,110	6 107,110	6 217,110	6 437,110	
案②	公共/特環	杵築市（公共）	11 1,100	12 1,320	6 3,090	5 4,960	5 6,830	5 8,830	8 18,840	7 39,740	7 102,440	7 206,940	7 415,940	
案③	公共/特環	杵築市（公共）	11 1,100	12 1,320	5 3,140	5 5,010	5 6,880	5 8,830	9 18,560	9 38,360	9 97,760	10 196,760	10 394,760	

区分	0㎡	10㎡	20㎡	30㎡	40㎡	50㎡	100㎡	200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡
最高	1,520	1,750	3,680	5,720	7,860	10,090	21,540	44,440	116,553	251,853	548,853
最低	680	880	2,150	3,370	4,720	6,070	14,320	30,820	80,320	164,230	329,230
（最高-最低）	(840)	(870)	(1,530)	(2,350)	(3,140)	(4,020)	(7,220)	(13,620)	(36,233)	(87,623)	(219,623)
平均	1,162	1,373	2,988	4,698	6,508	8,379	18,243	38,585	99,608	202,705	410,549

※案①～案③を除く。

7-2. 改定案の県内比較②

○県内の各自治体の料金表を見ると、基本水量の設定（従量料金の区分①が該当）や従量料金の水量区分の設定など、設定方法はそれぞれ大きく異なっている。従量料金の単価設定も様々ではあるが、すべての自治体が逦増型の料金体系を採用している。

○料金表（1月当たり、消費税込み）

No	区分	団体名	基本料金	従量料金																		区分	累進度
				区分①		区分②		区分③		区分④		区分⑤		区分⑥		区分⑦		区分⑧		区分⑨			
				水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額		
1	公共	大分市	1,108.8円	0~10	0円	10~30	168.3円	30~50	194.7円	50~100	218.9円	100~500	243.1円	500~1000	270.6円	1000~	297円					6	1.76
2	公共	別府市	938円	0~10	0円	10~30	122円	30~50	135円	50~500	165円	500~	182円									4	1.49
3	公共/特環	中津市	1,265円	0~8	0円	8~15	165円	15~25	176円	25~35	192.5円	35~45	203.5円	45~100	214.5円	100~	225.5円					6	1.37
4	公共/特環	日田市	1,520円	0~10	0円	10~20	161円	20~30	170円	30~40	178円	40~50	200円	50~100	215円	100~	238円					6	1.48
5	公共/特環	佐伯市	682円	0~5	0円	5~10	143円	10~15	148.5円	15~20	154円	20~30	159.5円	30~40	165円	40~50	170.5円	50~100	181.5円	100~	192.5円	8	1.35
6	公共/特環	臼杵市（公共）	1,375円	0~10	0円	10~20	154円	20~30	176円	30~40	198円	40~50	209円	50~	220円							5	1.43
		臼杵市（特環）	1,210円	0~7	0円	7~15	165円	15~30	176円	30~45	187円	45~	198円									4	1.20
7	公共	津久見市	1,320円	0~10	0円	10~20	154円	20~30	165円	30~40	187円	40~50	198円	50~	209円							5	1.36
8	特環	豊後高田市	1,100円	0~8	0円	8~15	148.5円	15~25	159.5円	25~35	170.5円	35~45	181.5円	45~	192.5円							5	1.30
9	公共/特環	宇佐市（公共）	1,100円	0~8	0円	8~15	148円	15~25	159円	25~35	170円	35~45	181円	45~	192円							5	1.30
		宇佐市（特環）	880円	0~10	0円	10~	165円															1	-
10	特環	豊後大野市	1,382円	0~8	0円	8~15	186円	15~25	199円	25~35	209円	35~45	218円	45~	229円							5	1.23
11	公共/特環	国東市	1,210円	0~8	0円	8~30	156円	30~50	162円	50~70	172円	70~100	184円	100~	202円							5	1.29
12	公共	日出町	1,048円	0~8	0円	8~10	137円	10~20	154円	20~50	187円	50~100	192円	100~	198円							5	1.45
13	公共/特環	杵築市（公共）	1,100円	0~10	0円	10~50	165円	50~	176円													2	1.07
		杵築市（特環）	770円	0~5	0円	5~15	176円	15~	209円													2	1.19
案①	公共/特環	杵築市（公共）	1,100円	0~10	22円	10~20	171.6円	20~40	187円	40~100	205.7円	100~	220円									4	1.28
案②	公共/特環	杵築市（公共）	1,100円	0~10	22円	10~20	177.1円	20~40	187円	40~100	200.2円	100~	209円									4	1.18
案③	公共/特環	杵築市（公共）	1,100円	0~10	22円	10~20	182.6円	20~40	187円	40~100	194.7円	100~	198円									4	1.08

※区分①を除く。

7-3. 改定案の県内比較③

○改定案①～③について、従量料金における水量区分ごとの単価比較を行っている。3案ともほぼすべての区分において県内の平均値を上回る単価となっているが、案③については50m³以上の区分において、単価が平均値を下回る結果となっている。

○基本料金及び従量料金の単価比較（1月当たり、消費税込み）

No	区分	団体名	基本料金	従量料金における水量区分ごとの単価																
				0m ³ ～5m ³	5m ³ ～7m ³	7m ³ ～8m ³	8m ³ ～10m ³	10m ³ ～15m ³	15m ³ ～20m ³	20m ³ ～25m ³	25m ³ ～30m ³	30m ³ ～35m ³	35m ³ ～40m ³	40m ³ ～45m ³	45m ³ ～50m ³	50m ³ ～70m ³	70m ³ ～100m ³	100m ³ ～500m ³	500m ³ ～1000m ³	1000m ³ ～
1	公共	大分市	1,108.8円	0円	0円	0円	0円	168.3円	168.3円	168.3円	168.3円	194.7円	194.7円	194.7円	194.7円	218.9円	218.9円	243.1円	270.6円	297円
2	公共	別府市	938円	0円	0円	0円	0円	122円	122円	122円	122円	135円	135円	135円	135円	165円	165円	165円	182円	182円
3	公共/特環	中津市	1,265円	0円	0円	0円	165円	165円	176円	176円	192.5円	192.5円	203.5円	203.5円	214.5円	214.5円	214.5円	225.5円	225.5円	225.5円
4	公共/特環	日田市	1,520円	0円	0円	0円	0円	161円	161円	170円	170円	178円	178円	200円	200円	215円	215円	238円	238円	238円
5	公共/特環	佐伯市	682円	0円	143円	143円	143円	148.5円	154円	159.5円	159.5円	165円	165円	170.5円	170.5円	181.5円	181.5円	192.5円	192.5円	192.5円
6	公共/特環	臼杵市（公共）	1,375円	0円	0円	0円	0円	154円	154円	176円	176円	198円	198円	209円	209円	220円	220円	220円	220円	220円
		臼杵市（特環）	1,210円	0円	0円	165円	165円	165円	176円	176円	176円	187円	187円	187円	198円	198円	198円	198円	198円	198円
7	公共	津久見市	1,320円	0円	0円	0円	0円	154円	154円	165円	165円	187円	187円	198円	198円	209円	209円	209円	209円	209円
8	特環	豊後高田市	1,100円	0円	0円	0円	148.5円	148.5円	159.5円	159.5円	170.5円	170.5円	181.5円	181.5円	192.5円	192.5円	192.5円	192.5円	192.5円	192.5円
9	公共/特環	宇佐市（公共）	1,100円	0円	0円	0円	148円	148円	159円	159円	170円	170円	181円	181円	192円	192円	192円	192円	192円	192円
		宇佐市（特環）	880円	0円	0円	0円	0円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円
10	特環	豊後大野市	1,382円	0円	0円	0円	186円	186円	199円	199円	209円	209円	218円	218円	229円	229円	229円	229円	229円	229円
11	公共/特環	国東市	1,210円	0円	0円	0円	156円	156円	156円	156円	156円	162円	162円	162円	162円	172円	184円	202円	202円	202円
12	公共	日出町	1,048円	0円	0円	0円	137円	154円	154円	187円	187円	187円	187円	187円	187円	192円	192円	198円	198円	198円
13	公共/特環	杵築市（公共）	1,100円	0円	0円	0円	0円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	165円	176円	176円	176円	176円	176円
		杵築市（特環）	770円	0円	176円	176円	176円	176円	209円	209円	209円	209円	209円	209円	209円	209円	209円	209円	209円	209円
案①	公共/特環	杵築市（公共）	1,100円	22円	22円	22円	22円	171.6円	171.6円	187円	187円	187円	187円	205.7円	205.7円	205.7円	205.7円	220円	220円	220円
案②	公共/特環	杵築市（公共）	1,100円	22円	22円	22円	22円	177.1円	177.1円	187円	187円	187円	187円	200.2円	200.2円	200.2円	200.2円	209円	209円	209円
案③	公共/特環	杵築市（公共）	1,100円	22円	22円	22円	22円	182.6円	182.6円	187円	187円	187円	187円	194.7円	194.7円	194.7円	194.7円	198円	198円	198円

区分	基本料金	従量料金における水量区分ごとの単価																	
		0m ³ ～5m ³	5m ³ ～7m ³	7m ³ ～8m ³	8m ³ ～10m ³	10m ³ ～15m ³	15m ³ ～20m ³	20m ³ ～25m ³	25m ³ ～30m ³	30m ³ ～35m ³	35m ³ ～40m ³	40m ³ ～45m ³	45m ³ ～50m ³	50m ³ ～70m ³	70m ³ ～100m ³	100m ³ ～500m ³	500m ³ ～1000m ³	1000m ³ ～	
最高	1,520円	0円	176円	176円	186円	186円	209円	209円	209円	209円	218円	218円	229円	229円	229円	243円	271円	297円	
最低	682円	0円	0円	0円	0円	122円	122円	122円	122円	135円	135円	135円	135円	165円	165円	165円	165円	165円	
(最高-最低)	(838円)	(0円)	(176円)	(176円)	(186円)	(64円)	(87円)	(87円)	(87円)	(74円)	(83円)	(83円)	(94円)	(64円)	(64円)	(78円)	(106円)	(132円)	
平均	1,126円	0円	20円	30円	89円	159円	164円	170円	173円	180円	182円	185円	189円	197円	198円	203円	206円	208円	

※案①～案③を除く。